

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会
質保証枠組み検討分科会(第1回)議事要旨

1 日 時 平成 21 年 3 月 16 日(月)10:00~12:00

2 会 場 日本学術会議 6階 5-A(1)会議室

3 出席者 有本委員、浦川委員、広田委員、吉川委員、吉田委員、本田委員、
澤本委員、尾浦委員、北原委員

説明者 Earl Kinmonth(アール・キンモンス) 大正大学人間学部教授
田中 正弘 島根大学教育開発センター講師
文部科学省 榎本 高等教育局企画官

(大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会)
高祖副委員長、森田委員

事務局 廣田参事官、白川学術調査員

4 議 事

(1) 委員長、副委員長及び幹事の選出について

◇ 役員が以下のとおり選出された。

委員長：北原委員、副委員長：本田委員、幹事：広田委員、吉川委員

(2) 英国調査結果の報告について

廣田) 2月末から3月の初めにかけて、英国の分野別質保証について、大学の現場における実施状況を現地調査していただいた。訪問先は以下のとおり。

訪 問 者	訪 問 先
北原 和夫 委員長	Quality Assurance Agency (QAA)
小林 雅之 氏 (東京大学大学総合教育研究センター教授)	QAA、Higher Education Academy (HEA)、ロンドンサウスバンク大学、ヨーク大学、キングスカレッジ大学
アール・キンモンス 氏 (大正大学人間学部教授)	QAA、HEA、ケンブリッジ大学、カーディフ大学、オックスフォード大学、マンチェスター大学、ヨーク大学、サセックス大学、ワーウィック大学、London School of

	Economics and Political Science
田中 正弘 氏 (島根大学教育開発センター講師)	QAA、HEA、マンチェスター大学、ヨーク大学、サセックス大学、ワーウィック大学、London School of Economics and Political Science
川嶋 太津夫 委員 (親委員会委員)	ブライトン大学、サリー大学、サウザンプトン大学、ロンドンメトロポリタン大学
白川 優治 学術調査員 (千葉大学普遍教育センター助教)	QAA、HEA、ロンドンサウスバンク大学、ヨーク大学、キングスカレッジ大学、ブライトン大学、サリー大学、サウザンプトン大学、ロンドンメトロポリタン大学

北原) 英国ではいわゆる成果主義というよりは、教育の結果どのような能力を学生が身につけたかという意味でのアウトカムが重視されている。ベンチマーク・ステートメントの考え方、使われ方、作成の経緯等を聞いてきた。QAA に行った後、手分けをして大学等に行って調査してきた。この分科会でやるべきことは、ベンチマーク・ステートメントに近いものの日本版を作ることになる気がしているが、例えば資料5に62の分野のステートメントが示されている。その辺の状況を見ながらやっていきたい。

(3) 英国調査報告(資料1)(田中氏)

田中) QAA の調査について、イギリスでは、ベンチマーク・ステートメントは唯一絶対の評価指標ではない。質保証については、アカデミック・インフラストラクチャーがある。Frameworks for Higher Education Qualifications は学位のレベルをある程度規定したもの。その下に、今回調査してきたベンチマーク・ステートメントがある。これは主に、各分野において学生がどのような能力を身につけることを期待するかが書いてある。Programme Specifications は大学が作るもので、ベンチマーク・ステートメントを参考にして学生にどのような能力を身につけてほしいかを書いたもの。Codes of Practice は優れた取組に関する指針。このように4つで構成されていて、ベンチマーク・ステートメントだけが唯一絶対の評価指標ではない。

分野を分ける際は、先発の分野別評価であるファンディング・カウンシルの分野わけに従ったということだった。QAA としては、あまりにも分野が細かくなると困るので、伝統的で大きな分野については、QAA からステートメントの編集を学協会にお願いし、新しく小さい分野については、ステートメントを書きたいという依頼があれば断らないという方針を採った。ステートメントをレギュレーションとしては使わず、デベロップメンタル・ツールとして、学内での議論を誘発するものとして使ってもらいたいという趣旨で作ったものである。なお、ステートメントは、カリキュラムを直接的に規定するものではない。

ベンチマークを作る際の編集委員は、著名な大学から著名な学者のみが集まるような形にならないよう、多様な団体から多様な経歴の人が参加できるように配慮したということだった。実際にステートメントを学協会に編集してもらう際は、例えばバイオメディカルの分野では、卒業生の多くが研究所で働くことを期待するようなステートメントを作成しようとしていたので、卒業生がより多様な方向に進めるようなものにするよう QAA から修正を依頼するなど、ある程度の枠をはめている。

問題点は、評価制度を簡便化した上、専門職の評価担当者が大学に配置され、評価について専門的に作業をするようになったため、教員が評価にかかわらなくなってきたので、教員の評価制度に対する関心が薄れてきたこと。

次に、HEA では、日本の大学教育への示唆として「日本にも学外試験委員制度を導入すべき」とあるが、これは、イギリスでは他大学の先生が試験内容や成績評価についてチェックするという制度。これを取り入れているためにイギリスと日本の大学教育の質保証の基盤は異なるので、これを踏まえて各大学の取組を見てほしい。

ケンブリッジ大学の調査について。QAA の監査団はプログラムの管理に関する評価を行い、教育の質や内容について見るわけではない。これは、学外試験委員がいてある程度質が担保されているため。もう一つの理由として、それまでの監査が細かすぎて大学に負担がかかっていたので、それを緩和するということから、今ではプログラムの管理に関するものの監査をすることになっている。学外試験委員がいるので、QAA の監査団は、監査する分野の専門知識を必ずしも有するわけではなく、簡便化のため、すべての分野が監査対象になるわけでもない。学外試験委員制度は、教育の質を保証する上で QAA の制度よりも明らかに重要であるという考えは、特に伝統的な研究大学に多い。

カーディフ大学の調査について。ステートメントについては、医学や生物学など、分野によっては5年ごとの見直しでは内容が時代遅れになる傾向があるほか、専門職志向型の修士課程では役に立つが、研究職志向型の修士課程ではあまり使われていないということもある。QAA の監査については、大学の様々な問題を見出すことに注意を向けているので、時にメディアが大学の問題点を大々的に報じてしまうこともある。

オックスフォード大学の調査について。私が最も重要だと思うのは、「QAA の基本的な調査内容は、自らの行動への説明責任である」という点。各大学で学位を出す理由を説明できるかということ。この答えを学部内で考え、説明できる段階まで持っていければ、ステートメントに従っている必要はない。QAA の監査委員養成制度については、大学の多様性を意識させるものにすべきだという点が強調されていた。監査委員が、特異性を無視したある特定の大学モデルを持っていると、特異性がおかしいものとみなされる恐れがあるためである。また、オックスフォードのような研究大学は学部の自治が強いので、QAA の監

査の中央集権型・トップダウン方式には適合しないと感じているようだった。

マンチェスター大学については、これまで説明してきたことの確認になる。ベンチマーク・ステートメントは参考指針の一つであって、チェックリストではないので、抜けている部分はやらなければいけないということではない。

ワーウィック大学の教員は、QAA の評価制度に関してかなり批判的なことを言っている。我々もこのような批判を受ける可能性があるということを念頭に置く必要がある。

研究大学の多くは QAA の評価制度に対して批判的である。サセックス大学は研究大学として有名だが、分野によって多少温度差がある。この大学では工学系の先生にお会いしたが、それほど強く批判しておらず、ある程度役に立つ部分はあるということだった。ただし、この大学でも、ベンチマーク・ステートメントと学生の成績評価の間にはほとんど関係がなく、評価の判定は部局・教員の自主的判断に任されている。また、イギリスにも専門職団体が行っているアクレディテーションがあり、QAA が書いているステートメントよりも専門職団体のアクレディテーションの要件の方が細かく規定してあるので、それについて既に対応している大学では、QAA の評価を受けることはそれほど負担にはならない。例えば、ベンチマーク・ステートメントにある書く能力等のジェネリック・スキルについては、専門職団体が大学に求めており、既に対応しているので、工学系ではあまり問題になっていない。このように、QAA と専門職団体で似たような項目を聞くことがあるが、監査の方法が異なるため、大学側は同じ情報を異なる様式で準備する必要があり負担になっている。両者で調整してもらえれば楽になるということだった。同様のことが日本でも起きる可能性があるので、注意する必要がある。重要なことは、QAA は指図をしなないという立場をとっていること。大学自身に何をすべきかを考えてもらうために、明確な助言はしない。イギリス全体でこのような発想を尊重している。

LSE に関しては、イギリスの評価制度の発展経緯について、レクチャー形式で話を聞いた結果の報告書になっている。

(4) 英国調査報告（資料2）（白川学術調査員）

白川）サリー大学の質保証システムは、新しいプログラムを作る際のバリデーションと5年ごとの自己点検となっている。バリデーションのときにベンチマーク・ステートメントを参照するように、学内の規程が作られているほか、自己点検時もベンチマーク・ステートメントの変更の有無をチェックし、変更箇所を取り入れているか確認している。ベンチマーク・ステートメントのネガティブな側面は、手間がかかり、教員を検討委員会に出しても見返りがないことが指摘された。また、これを満たしてさえいれば良いと考える大学もあるなど、形式化している面もあるという指摘もあった。ベンチマークは広い意味でのフレームワークなので、必ずしもすべての大学で活用されるわけではないが、そ

れが逆に柔軟性や大学の裁量を保証している。

話を聞いた副学長は観光の領域のベンチマーク・ステートメント作成の委員会の委員だった。作成に当たっては、「観光」に含まれる各分野や専門職団体からヒアリング等を行ったが、この過程は、この分野について関係者が考える良い機会になったということだった。なお、委員は関連学会からの推薦であった。日本への示唆は次の3点。①政府が作って押し付けるのではなく、大学が作らなければならない。②フレキシビリティのあるものにする。③作成することはその分野の本質を考えるきっかけになる。

ブライトン大学について。QAA やヨーロッパの仕組みを前提にして学内の質保証システムを作成しており、その方針について冊子を作成して示している。具体的には、新しい教育プログラムを作る際にテンプレートを利用して Programme Specification を作っており、その構成要素であるモジュールレベルでもテンプレートを利用している。このテンプレート作成の際に、関連するベンチマーク・ステートメントを参照している。

ベンチマーク・ステートメントの作成過程で重要だったこととして、Quality of debate という表現で、各分野がどうあるべきかについて、関係者の議論の質が高まったという指摘があった。また、イギリスの大学の 40 から 50% はこれがなくても質の高い教育を提供できるが、ボトムの 20% はこれがなければ質の保証はできなかったという印象を持っているということだった。学外試験委員は、ベンチマーク・ステートメントを基にコメントをするという形で利用している。一般教員はベンチマークの存在は知っていても、懐疑的な人もある。ただ、いずれにせよ大学として説明責任は求められる。

サブジェクトセンターには、分野の本質の議論をサポートする等の役割があり、ベンチマーク・ステートメントの見直し時は、質の保証よりも質の向上の部分で貢献している。他方、ベンチマーク・ステートメント自体には、Quality of Assurance と Enhancement という2つの役割があり、QAA は前者でサブジェクトセンターは後者である。

この大学では、ベンチマーク・ステートメントがコースカリキュラムに対応するようにカリキュラムマップを作り、ジェネリック・スキルと transferable skill の育成を図っている。

日本への示唆は次の3点。①2、3の分野でパイロットとしてやってみると良いのではないか。②ミニマムなスレッショールドとして作るのかどうかの議論が重要である。③関係者間のコミュニケーションが重要である。

サウザンプトン大学について。新しいプログラムの作成や変更は、大学が作成した「Quality Handbook」を基に行っており、QAA の仕組みを大学独自の仕組みに組み込んだ形で運用している。専門職の分野では、ベンチマーク・ステートメントと専門職団体の要件が補完的なので、両方を考慮して Programme Specification に反映させ、ラーニング・アウトカムを決定している。

QAA は、ベンチマーク・ステートメントが組み込まれているかではなく、プロセスを見る。組み込まれているかどうかは学外試験委員が見ているので、Audit の際は学外試験委員の意見がどのように取り入れられているかを見ることになる。QAA の Audit は、15 年たって成熟した段階にあり、プロフェッショナルの対話により、大学内でも大学間でも信頼関係ができているので、ライタータッチに変わってきている。ただ、新しい大学やプログラムはまだ信頼関係ができあがっていないので、より頻繁にチェックすることになる。

日本への示唆は、Academic freedom が重要で、日本でも大学人が主導権を持つべきだということ。

ロンドンメトロポリタン大学について。ベンチマーク・ステートメントは、そのままをコースや教育プログラムにはしない方針で運用している。評価の際も、ベンチマーク・ステートメントを必ずしもそのまま利用しておらず、大学独自の内部質保証システムに基づいて行っている。ベンチマーク・ステートメントや Code of Practice は大学内部の質保証の仕組みに組み込むことを期待されていると考えている。QAA の Audit については、強調点や手続が変わる点は困るが、ピア・レビューは有益だという認識をしているとのことだった。

<質疑>

- 必ずしも全員が参考にしなくても良い、大学の自主性に任せるべきであるという話だったが、それでは一体何のために作るのか。拘束力はどのように働くのか。作らないと予算が減る等の影響・圧力があるのか。日本の場合なら、中期目標とはどのようにかかわってくるのか。イギリスは大学の自主性を信じて取り組んでおり、ナショナルカリキュラムにはしないということだったが、そのあたりの率直な印象をお聞きしたい。

北原) QAA 自体が、元々大学の連合から始まっている。監査を受けることは大学の義務で、QAA の仕組みに従わない場合には、監査のとき QAA にきちんとした説明ができないといけない。

- QAA の Audit が資源配分につながるわけではないということか。

田中) 日本における法人評価のように、評価結果に応じて大学への資源配分に格差を付ける（傾斜配分する）ということはない。問題を指摘された大学は改善措置の進捗状況を QAA に報告する義務が発生し、その改善措置の実効性に不備があるようならば、QAA は再度監査を行い、その後も改善が進展しないようならば、（最終的に HEFCE の判断に基づき）公的資金の配分を一時停止する決まりもあるが、該当するケースはまだ無いと思う。大学の改善措置に QAA は満足している。

キンモンス) 英国の公的支援を受けていない大学は、監査を自主的に受けてもいいが、受けなくてもいい。

- イギリスは責任感が強い国だからできるのかもしれないが、日本で拘束力がないものを作ったら、誰も使わず、後でやっておけばよかったと後悔することになるだけではないか。

田中) イギリスでは監査の際に問題になった点が公表されてしまう。あまり問題点が多いと学生募集に影響が出てしまうので、この点で苦勞している大学は一所懸命やっている。上の方の、この点で苦勞がない大学に対しては、QAA はそれほど影響力がない。

- ある意味、センター試験と同じ。自信がある大学はセンターを軽んじている。報告書の中にも、4 割くらいの大学は QAA がなくてもやっていけるだろうという話があった。
- このような仕組みを作らないと質が改善できないところは、これを使ってしっかり考えてもらえばいいし、こういう仕組みが余計で、別の形で説明できるところは、使わなくていいということで、非常に賢明だと思う。これで一定の質が保証できればいい。

白川) イギリスには日本のような設置認可の仕組みがないので、新しいコースを作る時は、各大学が教育プログラムを作ることができる。各大学がどのような基準・手続で作るかという全体の仕組みとして Programme Specification があり、その指標の一つとしてベンチマーク・ステートメントがある。

北原) QAA の担当者は、新しい学科や教育プログラムを作る時に参考になると言っていた。

田中) 資料 1 の 31 ページ、LSE の報告書の中で評価制度の発展経緯について説明している箇所があるが、1987 年ころから政府の中に、大学に投入される税金に対する対価の有無を強権的に測るべきだという動きがあった。これを回避するために、大学自身が教育の質の保証を行うということで、このような制度が出来上がった。

キンモンス) 彼らが言っていることを直訳すると、我々がある程度やらないと政府がもっと強制的にやるということ。

北原) イギリスの大学は専門教育のみで一般教育はない、あるいは、専門教育の中にジェネリック・スキルの考え方が入っている。日本とは違うので、日本型のステートメントを作る時には、仕分け方を考える必要がある。専門教育の中にジェネリック・スキルや transferable knowledge を入れることが、ベンチマーク・ステートメントに一貫して流れている面白い考え方である。

- 二つのレポートで印象的だったのは、QAA が Audit によって指標的に評価する側面に対し、自主性との間に距離があるオックスフォードのような大学と、20%のボトムの大学があること。強制力とペナルティが働く構造にはしていないので、あくまでも大学が自主的・主体的に Quality Assurance をしており、これと Quality Enhancement が複合的・二重構造的になっていることも重要だと思う。

ベンチマーク・ステートメントに必ずしも依存しなくていいという部分で3点ポイントがあった。まず、QAA の評価との関係では、Quality Enhancement として、ある基準よりも更に上を目指して大学が独自にやることと、Quality Assurance として、ここまでは質保証しないといけないという側面が非常に複合的に組み込まれていること。2点目は、学外試験委員が非常に重要な役割を果たしているということ。学外試験委員に内容や質の専門的なことを任せ、大学はこれとのインタラクションによって具体的に Enhancement を考えている。3点目は、プロセスの重視ということで、考えることや改革するダイナミックな側面が重要だということ。元々連合体の中から主体的に指標を作ってきた流れが反映されているのではないか。日本の場合は若干違うので、兼ね合いを考える必要があるが、最終的には自分たちでいいものを作っていくという考えがないと大学は発展しない。

北原) 例えば、歴史学では色々な考え方があって、アウトカムについて2年くらい議論したと QAA で聞いた。そのようなきっかけになることも重要だと思う。

- そういう意味では、学術会議がこのようなことを議論していることは象徴的だと思う。

北原) 学術会議に審議依頼があったのはそういう意味だと理解している。

- QAA の Audit について、資料1の2ページに、「TQA のように評価結果をスコア化する危険は、評価がメディアに使われること」とあるが、実際はどうか。スコア化しない形で評価結果を出し、直接財政には連動させず、自己改善に資する形でフィードバックする形式で Audit しているということか？

田中) そういうこと。大変重要な点だと思う。

○ 改善しない大学はあるのか？

田中) 問題点を指摘し、それに対して説明するというやり取りの中で実質的に改善されることになる。

○ 学外試験委員による審査はどのくらいの頻度で行われているのか。

田中) 頻度については存じておりませんが、審査の方法は、基本的には試験内容を見て、教育内容と学生がどれくらいのレベルに達しているかをチェックし、成績評価の結果が他大学から見て大きな差がないように、お互いに検討しあっているというもの。

○ 基本的にピア・レビューで行っているのだと思うが、それに対して QAA では、ピア・レビュー化されているとはいえ、もう少し制度化された形で Audit を行っているのか。

田中) 大学内に教育の質を保証するシステムがあって、それがきちんと機能しているかどうかを書類上で見る。実際に授業を見るわけではない。

北原) QAA は、システム全体としてベンチマーク・ステートメントで示されているアウトカムが出るような体制になっているかをチェックしている。

○ オックスフォードが二つの分野で監査を受けたということは、その2分野がオックスフォードを代表しているということなのか。全体を監査すると手間暇がかかるので、サンプルでシステムがフィードバックできれば質の評価の問題はかなり楽だが、その場合、サンプルを機関全体を代表するものとして考えるのか、特定の大学のある分野がそのような評価だと考えるのか。

田中) 大学全体としてシステムが動いているかどうかを、ある学部を取り出して監査し、全体もおそらくそうであろうという評価をする。なお、オックスフォードやケンブリッジは二つ程度で十分ということだが、特に新しい大学では、「リスク」を考慮し、監査の対象となる学部の数は多くなる。

○ 結局、見えざる圧力・不安を糧に、良く言えば責任感で自主的にやっ払いこうということだと思う。

田中) QAA の制度がこれ以上の負担になるようなら、自分たちで独自にやると言
って負担が増えないよう牽制している研究大学のグループもある。

(5) 今後の進め方について

廣田) 親委員会の下にこの分科会を含む3つの分科会が設置されている。分科会
の役割について資料3に整理してみた。各大学では、ここでの審議結果や中教
審答申で出された「学士力」、あるいは関係学協会の考え方等を全体として参
考にしながら、それぞれで教育プログラムを作成してもらうことになるものと
考えた。

今後のスケジュールについては、資料4にあるように月2回程度のペースで
開催していきたい。中間地点でシンポジウムを開催することも検討している。

それから、4月6日、7日に学術会議の総会があるので、審議状況について
何らかの報告をしたいと考えている。資料5-2はそのための資料として作成
したもの。分野の選定についての基本的な考え方の案をご紹介します、広く意見を
いただければと考えた。

北原) 分野の単位については、色々な教科が、ある関連をもって教えられるよう
な仕組みを考えたらいいのではないかと。ある程度コーディネーションされつつ
あるものを一つの分野として、ベンチマークを作っていければいいと思う。た
だ、それでもかなり色々なものが出てくると思うので、一つのモデルケースと
して10から15の分野で提案できればいい。もう一つ重要なことは、これを作
るプロセス。関連する学協会や大学関係者が協力して作ることによって、これ
が上から来たものとしてではなく、大学関係者が共有できるものになるので、
変えていくときにも無理がない。状況の変化によってより良く改善していける
ような仕組みにしたいと思っている。

○ 学協会の中でも、例えば大学基準協会は既に色々取り組んでおり、蓄積があ
るので、それを尊重して進めることができる。そういうところにある程度実質
的・主体的にやっていただいてうまくつなげられれば有益ではないか。

○ 我が国でも例えば医学部にはコア・カリキュラムがあって、教育の水準を一
定程度に維持しようとしている。これはまさにベンチマークの一つだと思うが、
こういったものとの関係はどうなっているのか。学部教育ではないが、法科大
学院では、認証評価制度による外部監査が法律で5年に一度強制されているの
で、イギリスの監査に類似することが、大学単位ではなく分野単位で行われて
いる状況にある。したがって、現実には悪い評価を受けると、大学の入学者数に
も影響が出る。

実際、ある分野については、外部監査が非常に強く行われているし、教育の質的保証をしようとする動きもある。法科大学院では、法律基本科目についてコア・カリキュラムを作る動きがあるので、学部レベルでもそのような動きがあるかもしれない。日本が今までやってきた蓄積をしっかりと踏まえかつ反省しつつ、考えていく必要があるのではないか。

- 作成するものをどのような位置付けにするかについて、初めに明確にする必要がある。総会で審議すれば、作る目的や使い方について質問・意見が出てくると思う。異なる認識で作ると混乱すると思うので、作成プロセスに入る前に、あまり時間をかけないでこの点を明確にしておく必要があると思う。

北原) 分野別の議論に入る前に方針を決めておくことは重要だと思っている。ジェネリック・スキル等はこの分科会で議論し、それに加えて専門を議論しないと混乱すると思っているので、そこは今後やっていこうと思っている。

- 何のためにどのように運用されるのか、あくまで参考なのか等を議論しておくべきだと思う。
- 拘束力や運用、どのように使われるかをはっきりさせておく必要がある。
- 分野選定について延々議論するのは不毛なので、サンプリングで選んで分野を決めたらどうか。

廣田) 文部科学省と審議依頼の段階ですり合わせをし、今コア・カリキュラムがある分野は重複しないような形を取ることとした。医歯薬看護は既にあるので除外し、獣医学についても同様のものが検討されていると聞いているので、除外する方向で考えている。また、法学部についても、法科大学院の議論の方向性を見ないと、学部のことを検討しにくいのではないかとされている。

- 法学部は法科大学院とは全く別の性質を持っているので、初めから除外するということはまた別の話だと思う。それから、医学部等でコア・カリキュラムを作った時の考え方や経験をくみ上げてほしい。すでにできているから除外するというのではなく、むしろその教えを受けないといけないのではないかと。日本における経験を最大限くみ取る必要がある。

廣田) 医学のコア・カリキュラム等についての資料を集めてみたい。

- 目的によって、作り方が変わるので、そこははっきりさせておく必要がある。

目的が全く一緒であれば、コア・カリキュラムがあるところは一律に除外するという方法を取ってもいいが。

- 法科大学院についてここで議論する必要はないが、法学部については考えるべきだと思う。法学部の学生は、大半が法科大学院に進学しない一方で、社会のホワイトカラーの一翼を担っているので、もし資源を投入してまとめることができれば、大きな成果になると思う。

北原) 今後は、今日の議論で出た、日本で作られたコア・カリキュラムと、大学基準協会でまとめられたものの検討・検証を進めていきたい。

廣田) 第2回目を4月16日(木)17:00から19:00、第3回を4月30日(木)15:00から17:00の日程で開催する。

以上